

役場へご用の方は、  
担当課へ直接電話がつながる**ダイヤルイン**をご利用ください。

担当部署		主な業務	電話番号
住民保健課	住民グループ	住民票など	73-7509
	国保グループ	国民健康保険や国民年金など	73-7508
	健康推進グループ	保健師相談、予防接種、健診など	73-2256
福祉課	福祉・子育てグループ	保育、子育て支援、障がい者福祉など	73-2222
	高齢者・介護・医療グループ	地域包括支援センターなど	73-2255
		介護保険、高齢者福祉など	73-7507
税務課	課税グループ	固定資産税、軽自動車税など	73-7504
		確定申告、住民税、国保税など	73-7505
	収納グループ	徴収、納税の相談など	73-7506
環境生活課	環境政策グループ	ごみ・環境衛生など	73-7511
	生活安全グループ	交通安全、墓園、犬の登録など	73-7510
	ゼロカーボン推進グループ	脱炭素化、省エネ対策など	76-7065
建設課	土木・管理グループ	町道管理、道路、町営バスなど	73-7513
	建築・住宅グループ	公営住宅、建築事業など	73-7512
上下水道課	上下水道グループ	水道料金、下水道使用料など	73-7514
商工観光課	商工・労働グループ	事業者支援、雇用対策など	73-7516
	駅前事務所	観光・賑わい推進グループ	観光振興、商店街振興支援など
農林課	農林業グループ	農畜産業、林業、有害鳥獣対策など	73-7515
農業委員会事務局		農地の権利移動・転用など	73-7518
定住推進課	定住推進グループ	若者定住・移住支援対策など	73-7521
総務課	総務グループ	秘書、条例、職員の採用・給与など	72-1111
	広報・防災グループ	広報くりやま、防災計画など	73-7501
	情報・DX推進グループ	自治体DX、行革推進など	73-7519
企画財政課	企画グループ	総合計画、統計調査など	73-7502
	財政グループ	予算編成、交付税、地方債など	73-7503
出納室		公金の出納、税金等の支払いなど	73-7500
議会事務局		議会運営	73-7517
社会教育課	社会教育グループ	社会教育、社会体育、文化振興など	72-1117 (しゃるる)
学校教育課	学校教育グループ	学校教育など	
学校経営改善室		栗山高校の支援・魅力づくりなど	
学校再編室		町立小中学校の適正配置など	
北海道介護福祉学校		介護福祉学校運営	72-6060
図書館		図書館運営	72-6055
継立出張所(南部公民館)		南部地域振興など	75-2111
消防署		消防署運営	72-0150

☐ ※役場庁舎外



野焼きは犯罪です

野焼きとは、基準を満たさない焼却炉などでの燃やすこと、地面で燃やすことももちろんのこと、ドラム缶やブロック圍いなどで燃やしたりすることも「野焼き」に含まれますのでご注意ください。

野焼きはダイオキシン類等の有害物質を発生させるほか、悪臭・煙害・森林火災を引き起こすなど、地域住民に多大な迷惑をかけることとなります。

野焼き行為は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されており、違反者には「5年以下の懲役若しくは一千万円以下の罰金のいずれか、または両方」が科せられます。栗山警察署管内でも令和5年中に11件の野焼きが確

**！ 例外的に認められる場合**

火災の煙との混同を防ぐため事前に消防署への届け出が必要です。詳しくは消防署生活安全課(☎ 72-0150)にお問い合わせください。

① 公的機関が、施設管理を行うために必要な焼却



例) 河川や道路の管理上必要な、草木などの焼却

② 災害時または予防応急対策、復旧に必要な焼却



例) 災害時や火災予防訓練における木くずなどの焼却

③ 風俗習慣上または宗教上の行事に必要な焼却



例) 門松・しめ縄などの焼却(どんど焼き)

④ 農林業や漁業を営むためにやむを得なく行う焼却



例) 稲藁などの焼却、焼き畑、病害虫予防  
※ 畔シートや肥料袋などの資材、剪定枝の焼却は認められません。

⑤ その他、焚火などの軽微な焼却



例) キャンプファイヤー、暖を取る焚火  
※ 紙類・ビニール類などを焼却することは認められていません。

例外的に、風俗習慣上または宗教上や農業、林業などの病害虫予防のため焼却は認められています。その場合も周囲の状況や天候(風や乾燥)に注意しなければなりません。

認められている「焼却」もあります

認され、13人が事件として検挙されています。

**環境** にちょっと良いことを見つけてもっと豊かな暮らしに

6月は環境月間

6月5日は「環境の日」です。昭和47年にスウェーデンで開催された「国連人間環境会議」を記念して国連で定められたものです。

我が国では環境保全について広く関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めることを目的として、環境基本法で6月5日を「環境の日」と定め、6月を「環境月間」としています。



環境月間特設サイト